

## □■□■□■ ト ピ ッ ク 解 説 □■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□

ILOの活動内容、仕事の世界に関するトピックの解説を行っていきます。

第21回は、ILOが実施している「国際重点計画（InFocus Programmes）」です。

### ◆◇国際重点計画（InFocus Programmes）◇◆

ILOは、「すべての男女へのディーセント・ワークの確保」を21世紀の活動目標に据えています。ディーセント・ワークとは、単なる仕事ではなく、権利が守られ、適度の収入が得られ、労働安全衛生や社会保障といった保護が与えられ、発言や対話の機会も確保され、男女が共に人間的に働く仕事のことです。この活動目標の達成に向け、ILOでは、(1)仕事における基本的な権利と原則、並びに基準の推進及び実現、(2)男女が共にまともな雇用と収入を確保できる機会の拡大、(3)すべての人への社会保護の拡大と効果的な適用、(4)三者構成主義及び社会対話の強化の四つを戦略目標として、2000年からこれに沿って事業計画を立案しています。事務局内には、各戦略目標に対応する四つの総局が設置されています。

それぞれの戦略目標の中で、国際的に焦点が当てられ、時宜にかなっており、特に優先される課題についてのプログラムが策定されました。国際重点計画とは、この優先課題に活動の重点を置いた上で、整合性のある効果的な活動を通じて、各戦略目標の達成を図ろうとするものです。特に技術協力の実施に、大きな役割が置かれています。

現在、上記の四つの総局の中に計八つの国際重点計画があり、それぞれ以下のようない活動を行っています。

#### (1) 基準・仕事における基本的原則・権利総局

以下の二つの国際重点計画を実施しています。

##### ◆宣言推進国際重点計画（InFocus Programme on Promoting the Declaration）

1998年のILO総会で採択された「仕事における基本的原則・権利 ILO宣言」の普及、基本的な原則と権利に関する理解の促進、加盟各国がこれらの原則と権利を実現する政策の推進といった活動を行っています。宣言は、結社の自由と団体交渉権の効果的な承認、強制労働・児童労働の廃絶、雇用及び職業における差別の排除の四つを、仕事における基本的な原則・権利とし、加盟国にこの適用・促進・実現を求めています。宣言には、これらの原則・権利の加盟国における適用を推進するため、当該原則・権利に関連する基本条約未批准国に年次報告の提出を求めたり、当該原則・権利に関連する世界的な情勢をまとめたグローバル・レポートの編纂並びに総会・理事会における審議、これを踏まえた技術協力の優先事項及び行動計画の作成といったフォローアップ手続きが付加されていますが、宣言推進国際重点計画は、そういったフォローアップ作業を効果的にサポートしています。

既に、2000年以降4冊のグローバル・レポートが作成され、総会、理事会の議論を踏まえ、全4分野の技術協力の指針がとりまとめられました。これに基づき、強制労働の撲滅（ブラジル）、健全な職場内労使関係の推進（ベトナム）、債務奴隸労働の持続的な廃絶（ネパール）、雇用と保健を通じた女性のエンパワーメント（バングラデシュ）などのプロジェクトが世界各地で実施されています。日本がILOに任意資金協力を実行する、アジア太平洋諸国の政労使を対象とする国際労働基準セミナーも、2000年から、この宣言を取り上げています。

宣言推進国際重点計画のウェブサイトには、宣言の原文や基本的原則・権利に関する各種フォローアップ報告書、実施されている技術協力計画の紹介などが掲載されています。

##### ◆児童労働国際重点計画（InFocus Programme on Child Labour）

現在、世界全体で、2億5千万人近い子どもが働いています。ILOが1992年から開始している大規模な技術協力事業である児童労働撤廃国際計画（IPEC）の活動を中心とするこの国際重点計画は、児童労働にかかるILOのあらゆる活動を担当しています。IPECは現在、日本の政府や日本労働組合総連合会を含む約30の国・

団体から任意資金協力を受け、世界約80カ国でプロジェクトを進めています。

IPECは子どもを職場から引き離すだけでなく、現地政府その他の組織、労使団体、ユニセフなどの国際機関等と協力し、働くことをやめた子どもたちに教育、リハビリテーション、適切な保健医療、栄養を提供しています。児童労働の発生を予防する活動、大人の家族メンバーが代替的な収入を得たり、仕事を見つけるのを支援してもらいます。エルサルバドル、ネパール、タンザニアなどでは、10年以内の期限を定めて、最悪の形態の児童労働を撤廃しようとの活動も進められています。

児童労働国際重点計画のウェブサイトには、統計を初めとする豊富な児童労働関連情報、IPECの事業内容などが掲載されています。

## (2) 雇用総局

以下の三つの国際重点計画を実施しています。

### ◆技能・知識・雇用可能性国際重点計画 (InFocus Programme on Skills, Knowledge and Employability)

持続可能な経済開発・社会発展を確保するには、雇用と訓練が決定的に重要です。労働者の技能と雇用可能性（エンプロイアビリティー）に対する投資は、生産性や競争力の向上、公平で、落ちこぼれのない、統合された社会の実現に寄与します。この国際重点計画は、女性、障害者、高齢者、インフォーマル経済で働く人々、若者といった、弱い立場の人々に特に重点を置きながら、訓練に対する投資を推進する活動を行っています。労働市場の需要変動に対応できるよう、職業紹介機関と訓練機関が協力し合うことも奨励しています。

今年の総会議題の一つである人的資源開発勧告（第150号）改正討議にかかる情報収集・資料作成、人材開発や訓練に関する新しい手法の発掘、国連、ILO、世界銀行の三者協力事業である若年雇用ネットワーク（YEN）への協力、障害者の労働市場統合戦略の開発、訓練政策・訓練計画の改善に向けた一般的助言の提供などといった活動を行っています。

技能・知識・雇用可能性国際重点計画のウェブサイトには、ILOが現在策定中の世界雇用戦略、第150号勧告改正関連文書、今年4月に開催が予定されている中国雇用フォーラムの情報を含む各種イベント情報、訓練・人材開発にかかる幅広い文書などが掲載されています。

### ◆小企業開発を通じた雇用開発国際重点計画 (InFocus Programme on Boosting Employment through Small Enterprise Development)

雇用創出にとって持続的な企業の成長は不可欠です。ILOはあらゆる種類の企業におけるまともで持続可能な雇用の創出に向けて活動していますが、小企業、協同組合のような集団組織形態の企業、そして世界的に新規雇用の大半を創出しているインフォーマル経済で活動する零細企業の質の向上に特に力を入れています。この国際重点計画は費用効果のある事業支援サービス利用機会の拡大、好ましい法規制環境の構築を支援することによって、小企業及び零細企業の雇用機会の拡大を目指しています。小企業における仕事の質の改善、ジェンダーの問題が小企業開発の主流に据えられることにも特に注意を払っています。小企業が自らに関係する政治・経済上の決定に確実に影響を与えられるよう、小企業のネットワーク化を奨励しています。

1998年にILOは中小企業における雇用創出に関する勧告（第189号）を採択していますが、この国際重点計画は加盟国における同勧告の実施を支援しています。開発途上国や移行経済諸国におけるより多くのより良い雇用の創出戦略として、開業・事業改善（SIB）手法を通じた経営訓練も行っています。

小企業開発を通じた雇用開発国際重点計画のウェブサイトには、活動内容、途上国における小企業開発に関する各種の事例を扱った資料集、SIB関連情報などが含まれています。

### ◆危機対応・再建国際重点計画 (InFocus Programme on Crisis Response and Reconstruction)

武力紛争、自然災害、金融・経済危機、大規模な政治・社会変動は、社会経済の基

盤構造、生産手段、天然資源・人的資源、そして多数の雇用を破壊します。このような状況下で所得水準を維持するには、さまざまな対象層のニーズに対応した事業計画を組み合わせる必要があります。再建と所得の持続可能性を確保するには、復興支援活動の当初から、これをILOの専門分野である長期的な生産能力投資と巧みに結びつける必要があります。この国際重点計画は、危機に対するILOの初動活動を担当し、全体的な対応を調整します。危機の緊急性に鑑み、迅速で柔軟な対応、多分野にまたがる統合的な活動を特徴とします。他の国連諸機関に加え、外部専門家、ILO内の他の部局の専門家と緊密に連携を取って活動が進められています。

ボスニアにおける職業訓練や戦災による障害者のリハビリテーション、ハリケーンの被害を受けたニカラグアなど中米諸国における労働集約型公共事業を通じた雇用創出、中・東欧諸国など移行経済諸国における雇用・労働市場政策策定支援、金融危機を経験した韓国やタイなどにおける社会保障や再訓練などに関する政策分析と助言といった活動が行われています。

危機対応・再建国際重点計画のウェブサイトには、同計画の活動報告、危機対応訓練者ガイドを始め、過去の活動経験から得られた各種マニュアル、会議情報などが掲載されています。

### (3)社会保護総局

以下の二つの国際重点計画を実施しています。

◆社会・経済保障国際重点計画（InFocus Programme on Socio-Economic Security）

世界人口の半数以上が正式な社会保障制度にカバーされていません。多くの国で伝統的な社会保護制度がうまく機能していません。このような保護の欠如は、恐怖、貧困化、社会的に無責任な態度を生み出すと同時に、人々が労働者や社会の一員として、自らの能力を発揮する機会を阻みます。この国際重点計画は、人々に社会保障・経済保障を提供する政策や制度を開発する際の前提となる調査研究を行っています。所得保障、雇用保障、職業保障、労働市場保障、労働安全衛生保障、技能再生産保障、代表保障という、ディーセント・ワーク達成に必要な七つの分野の保障を取り上げ、△どのような場合に社会保障・経済保障が損なわれるか、△その原因は何か、△持続可能な経済力を保ちながら社会保障・経済保障を改善できる経済・労働・社会政策とは何か、△ディーセント・ワーク、または職業生活上の保障のための基盤形成にはどのような形態の保障が必要かといった研究を通じ、ディーセント・ワークの指標化を図っています。

ILOの定期刊行物「インターナショナル・レイバー・レビュー」誌の2002年4号は社会保障・経済保障特別号として、この重点計画の研究成果を収録しています。

社会・経済保障国際重点計画のウェブサイトには、同計画の活動紹介、研究資料、人の安全保障研究に関連したオンライン調査、会議情報などが掲載されています。

◆労働安全衛生・環境国際重点計画（InFocus Programme on Safety and Health at Work and the Environment）

毎年、世界全体で2億7,000万件の労働災害が発生し、1億6,000万人が職業病になっています。労働災害と職業病を合わせた、仕事に関連する死者数は世界全体で毎年、少なくとも200万人に達していると推計されます。傷害と疾病は、決して「仕事の付随現象」などではありません。20世紀を通じて、先進国では深刻な負傷事故の発生が激減しましたが、これは職場をより安全で健康にする上で真の進歩がある程度達成されたことが影響しています。この国際重点計画はこの先進国の経験の恩恵を働くすべての人々に拡大することを目指して設置されました。

仕事に関連する事故、傷病に関する世界的な認識の向上、すべての働く人々に国際労働基準に沿った基本的な保護を提供するという目標の推進、加盟国及び各産業における効果的な予防保護計画・政策の設計・実施能力の向上に向けた活動を行っています。農業、鉱業・建設業、インフォーマル経済といった特に危険な分野、女性、子ども、移民労働者といった搾取されやすい人々に特に注意を払っています。危険な産業

は工場外にも影響を与える可能性があるため、環境問題も注視しています。

産業安全保健エンサイクロペディアなどの出版活動、国際労働安全衛生情報センター（C I S）データベースの維持管理、各国の労働安全衛生関連団体とのネットワーク形成、国際化学物質安全性カードや化学物質の分類及び標示に関する国際調和システムといった国際活動への協力、さらに労働安全衛生マネジメントシステムのような多くの実施規準、マニュアル、ガイドラインを作成しています。2003年の総会では労働安全衛生に関する包括的な審議が行われましたが、その事務局はこの国際重点計画が務めました。

労働安全衛生・環境国際重点計画のウェブサイトには、各種の事故・疾病情報、産業別の危険情報、国際化学物質安全性カードのようなデータベース、実施規準やガイドラインの全文など豊富な情報が掲載されています。

#### (4) 社会対話総局

以下の一つの国際重点計画を実施しています。

◆社会対話・労働法・労働行政国際重点計画（In focus Programme on Social Dialogue, Labour Law and Labour Administration）

政府、労働者団体、使用者団体の三者構成主義は、I L Oの構造の基本です。社会対話とはこの三者または二者の話し合いを指します。社会対話はI L Oのディーセンタ・ワーク目標を各国レベルで実施する際に不可欠な要素です。

この国際重点計画は、社会対話の促進のために、さらにはI L Oのあらゆる戦略目標の成功のために、I L O加盟国政労使のあらゆるレベルで社会対話が用いられることを奨励しています。社会対話の推進、社会対話機構の強化、社会対話の当事者、つまり、労使団体と関連する政府当局の能力強化を目指し、政労使のイメージと効果を高めるような要素並びに良い慣行の確定、それぞれの代表機能の向上支援といった活動を行っています。また、変化する経済・社会情勢に速やかに対応でき、国の開発と労働条件の向上に貢献し得る効率的な労働行政を促進し、各国における労働政策・労働法制・行政機構の確立、労働監督制度・雇用安定業務の改善に向けた支援の提供を行っています。

セネガルで採択された社会対話全国憲章に対する助言、イランにおける三者構成の全国労働評議会の設置支援など、世界各地で社会対話の仕組み作りに幅広い支援を提供しています。昨年の総会では雇用関係の範囲が議題の一つになりましたが、この問題の担当部局として、関連する国別研究の実施、専門家会合の運営など一連の作業を遂行しました。また、宣言推進国際重点計画と協力し、宣言の内容を組み込んだ労働法を制定するためのガイドラインも開発しています。

社会対話・労働法・労働行政国際重点計画のウェブサイトには、活動案内、各地のプロジェクト紹介、各国の労働法の概要、労働法ガイドライン、雇用関係の範囲に関する国別研究を初め各種研究資料などが掲載されています。